

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 香川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (5) 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (6) 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

令和7年12月16日

香川県知事 池 豊 人